三原市建設工事入札参加資格審査に係る主観的事項審査要綱

平成 28 年 10 月 31 日

要 綱 第 １ ０ ２ 号

（趣旨）

第１条　この要綱は、三原市建設工事入札参加資格の一層の適正化を確保するため、指名業者等選定基準要綱（平成 17 年三原市要綱第 195 号。以下「基準要綱」という。）に定めるもののほか、各事業者を独自の基準により評価する主観的事項の算出点数（以下「主観点数」という。）の審査及び認定について、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第２条　主観点数の審査の対象者は、三原市指名競争入札参加資格者名簿に登録する事業所のうち、三原市の区域内の住所を有するものとする。

（審査）

第３条　主観点数の審査は、業種ごとに別表第１及び別表第２の審査時期の欄に掲げる時期に行うものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、随時審査を行うものとする。

２　入札参加資格審査を受けようとする者は、三原市建設工事入札参加資格主観的事項審査申請書（別記様式）に、指定する書類を添えて提出するものとする。

（主観点数の評価方法）

第４条　主観点数は、別表第１及び別表第２の評価項目の欄に掲げる項目ごとに定める同表の評価基準の欄により算出した数値により評価及び審査するものとする。

（認定）

第５条　主観点数の認定に当たっては、三原市建設業者選定審査会規程（平成 17 年三原市訓令第 41 号）第１条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の決定を経なければならない。

２　認定した主観点数の有効期間は、別表第１及び別表第２の有効期間の欄に掲げる期間とする。

（公表）

第６条　市長は、審査等の結果を公表しないものとする。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、主観点数の審査、認定等について必要な事項は、その都度市長が、三原市入札制度等改善検討委員会の意見を聴いて定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成 28 年 11 月１日から施行する。

附　則（平成 30 年９月 28 日三原市要綱第 92 号）

（施行期日）

１　この要綱は、平成 30 年 10 月１日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行の日の前日までに入札参加資格の審査を受けた者については、なお従前の例による。

附　則（令和４年 11 月１日三原市要綱第 175 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附　則（令和８年 10 月 30 日三原市要綱第 144 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

別表第１（第３条、第４条、第５条関係）

実績に基づき評価する項目（申請の有無に関わらず評価する）

評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
(1) 工事成績評定 （上限なし 工種ごとに適用）	主観的事項審査登録年度の前２年度間に完了検査した工事で、次の算式により算出した数値の合計点数 ア 評定点８０点以上：（１０点）×該当工事件数 イ 評定点７８点以上８０点未満：（５点）×該当工事件数 ウ 評定点７５点以上７８点未満：（３点）×該当工事件数 エ 評定点７０点以上７５点未満（１点）×該当工事件数 オ 評定点６０点以上７０点未満：（０点）×該当工事件数 カ 評定点６０点未満：（－５点）×該当工事件数	２年に１回行う競争入札参加資格審査の定期審査と併せて実績に基づいて審査する。ただし、入札参加資格を追加申請した者については、追加申請の都度審査するものとする。	競争入札参加資格の有効期間
(2) 指名除外等 （上限なし アは全工種に適用、イ及びウは該当工種のみに適用）	主観的事項審査登録年度の前２年度間に決定した指名除外等について、次の算式により算出した数値の合計点数 ア 指名除外：（－５点）×指名除外の期間月数 イ 文書注意：（－３点）×文書注意を受けた回数 ウ 口頭注意：（－１点）×口頭注意を受けた回数 ただし、審査会での審査を経なければならない。		

(3) 災害協力等 （全工種に適用）	ア　申請日現在、災害応急対策協力業者である場合は、３点とする。 イ　申請日現在、三原市と防災協力協定、大規模災害発生時における応急対応業務の実施に関する協定又は災害時における三原市公共施設の電気設備等の応急対策に関する協定のいずれかを締結している組合等に加入している事業者である場合は３点とする。		

別表２（第３条、第４条、第５条関係）

申請に基づいて審査する項目（(1)～(5)は全工種に適用）

評価項目	評価基準	審査時期	有効期間
(1) ＩＳＯ（国際標準化機構による国際規格をいう。以下同じ。）認証取得	申請日現在、ＩＳＯ９０００シリーズを認証取得している場合は１点、ＩＳＯ１４０００シリーズを認証取得している場合は、１点とする。ただし、営業所等で申請する場合は、当該営業所等が認証範囲に含まれること。	２年に１回行う競争入札参加資格審査の定期審査と併せて申請に基づいて審査する。ただし、入札参加資格の追加申請をした者については、追加申請の都度審査するものとする。	競争入札参加資格の有効期間
(2) 障害者の雇用	申請日直前の６月１日現在、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）に基づく障害者の雇用義務を達成し、同法第 43 条第７項に規定する厚生労働大臣への報告をしている場合は、１点とし、申請日現在、同法に基づく報告義務のない事業者で身体障害者又は知的障害者である常勤の役員又は使用人が在籍している場合は、１点とする。		

(3) 少子化対策	常時雇用従業員数が１０１人以上の事業者で、申請日現在において次世代育成支援対策推進法（平成 15 年法律第 120 号）第 12 条第１項に規定する一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は、１点、同項に規定する計画の策定義務がない事業者が自主的に計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ている場合は、１点とする。		
(4) 若年労働者の雇用推進及び女性活躍推進	申請日現在、４０歳未満の建設業法（昭和２４年法律第１００号）第７条第２号ハに該当する者又は監理技術者資格者証を有する者（以下「有資格者」という。）を技術職員として正規雇用している場合は、１人につき１点とし、有資格者の女性技術職員を正規雇用している場合は、１人につき１点とする。（両方に該当する場合は、１人につき１点を上限とする。）ただし、上限を３点とする。		
(5)社会貢献	申請日現在、消防団に所属する消防団員である常勤の役員又は使用人が在籍している事業者を対象に、消防団員１人につき１点とする。この場合において、三原市消防団員は３人まで、三原市外の地域に所属する消防団員は２人までとし、上限を３点とする。		
(6) 学習制度	ア　一般社団法人全国土木施工管理		

等 （工種ごとに適用）	技士会連合会の継続的専門能力啓発学習制度における企業ごとの申請日の前２年度間の学習単位（ＣＰＤＳ学習単位数）ごとに次に掲げる点数とする。 (ｱ)１～１９単位、１点 (ｲ)２０～３９単位、２点 (ｳ)４０～５９単位、３点 (ｴ)６０～７９単位、４点 (ｵ)８０単位～、５点 なお、土木工事、舗装工事、とび・土工・コンクリート工事及び水道施設工事に加点する。 イ　建築ＣＰＤ運営会議の建築ＣＰＤ（継続能力／職能開発）情報提供制度における企業ごとの申請日の前２年度間の学習時間数（ＣＰＤ認定時間数） (ｱ)１～１９単位、１点 (ｲ)２０～３９単位、２点 (ｳ)４０～５９単位、３点 (ｴ)６０～７９単位、４点 (ｵ)８０単位～、５点 なお、建築一式工事、電気工事及び管工事に加点する。 ウ　公益社団法人日本造園学会等において実施される認定制度の造園ＣＰＤ認定プログラムに基づくもの及び認定外プログラムを受講した時間を単位に置き換えた、企業		

	ごとの申請日の前２年度間の学習単位数（ＣＰＤ学習単位数） (ｱ) １～１９単位、１点 (ｲ) ２０～３９単位、２点 (ｳ) ４０～５９単位、３点 (ｴ) ６０～７９単位、４点 (ｵ) ８０単位～、５点 なお、造園工事に加点する。 エ　いずれも申請事業者の三原市内にある本店、支店、営業所等に所属する有資格者に係るものに限る。		
(7) 協力雇用主（広島保護観察所登録）	ア　広島更生保護協力雇用主会に登録する協力雇用主である場合は、１点とする。 イ　登録申請日から過去２年以内の間に同一の保護観察対象者を３か月以上雇用した実績がある場合は、２点とする。		

別記様式（第３条関係）

年　　月　　日

三原市長　様

所在地
商号又は名称
代表者名

三原市建設工事入札参加資格主観的事項審査申請書

三原市建設工事入札参加資格主観的事項の審査を次のとおり申請します。
なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。
また、資格が無くなった場合は、その旨を届け出ます。

申請項目(該当に〇)		申請の詳細	評価項目等	添付書類
		―	ＩＳＯ9000 シリーズ(1 点)	登録証又は合格書等の写し
		―	ＩＳＯ14000 シリーズ(1 点)	登録証又は合格書等の写し
いずれかに〇		―	障害者雇用（規定）(1 点)	障害者雇用状況報告書の写し
		―	障害者雇用(1 点)	障害者手帳の写し及び雇用が確認できる書類の写し
いずれかに〇		―	少子化対策(届出要)(1 点)	届出書等の写し
		―	少子化対策(届出不要)(1 点)	計画書等の写し
合計最大３点		人数（　　人）	若年労働者の雇用促進(1 点/１名)	資格者証及び雇用が確認できる書類の写し
		人数（　　人）	女性活躍推進(1 点/１名)	資格者証及び雇用が確認できる書類の写し
最大３点		人数（　　人）	社会貢献(1 点/１名)	市町の発行する任命書等の写し及び雇用が確認できる書類の写し
		(　　単位：　点)	学習制度（土木）(1～5 点)	学習履歴証明書の写し
		(　　単位：　点)	学習制度（建築）(1～5 点)	ＣＰＤ実績証明書の写し
		(　　単位：　点)	学習制度（造園）(1～5 点)	実施記録登録証明書等の写し
合計最大３点		―	協力雇用主（１点）	広島保護観察所が発行した証明書(写し可)
		―	３か月以上の雇用実績（２点）	広島保護観察所が発行した証明書(写し可)